

株式会社 N T T ドコモ

代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務省総合通信基盤局長

谷脇 康彦

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 17 日に公布された。

改正法は、電気通信事業の公正な競争の促進を図るため、モバイル市場の競争に関する最低限の基本的なルールとして、端末の販売等に際して通信役務の提供に関する料金を有利にすること等の利益の提供や契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止するとともに、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、勧誘の適正化に向けた措置の拡充や媒介等業務受託者（販売代理店）の届出制度の導入を行うこと等を定めるものである。

改正法は、公布の日から起算して 6 か月以内に施行することとされているところ、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上のためには、改正法施行後にその適切な運用が確保されるとともに、施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備が徹底されることが必要である。

このため、改正法の円滑な施行に向けて、特に下記の点について、適切に対応いただくよう、要請する。

記

1. 現行の規律の遵守

- (1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年 5 月改正）」の遵守を徹底すること。
- (2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

- (1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

4. 体制の整備及びシステム面の準備

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

(1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

(2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶMVNOと業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実にを行うよう、当該MVNOに対し、届出制度の内容を周知願いたい。

6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

7. フォローアップのための報告及び公表

改正法の施行に向けた準備状況のフォローアップのため、総務省に対し、以上の各項目に関して講じた又は講ずる予定の措置を本年7月31日までに、並びにその後の措置状況を同年9月30日及び同年12月27日までに、適宜の様式により報告すること。

また、スマートフォン向け通信サービスに関して、前年4月から本年6月までの間に新たに約した次の(1)から(6)までの各月の件数を本年7月31日までに別添1の様式により、本年7月から同年12月までの間、各月に新たに約した次の(1)から(6)までの件数を翌月末までに別添2の様式により総務省に報告すること。あわせて、本年7月から同年12月までの間、各月の(7)の実績を翌月末までに別添3の様式により総務省に報告すること。

なお、報告のあった事業者の講じた措置及び数値については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。

- (1) 新たに締結した契約
 - ① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約
 - ② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約
 - ③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約
- (2) スマートフォンの販売
- (3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引
- (4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引
- (5) 端末買換えサポートプログラム
- (6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等
- (7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約代理業者への支払金の支出状況

※ 報告する件数及び実績について、一定の条件の下で集計したものである場合には、各様式の参考事項の欄にその概要を記載すること

以上

(別添1)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	新たに約した件数														
	2018年									2019年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約															
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約															
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約															
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約															
(2) スマートフォンの販売															
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引															
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引															
(5) 端末買換えサポートプログラム															
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等															
参考事項															

(別添2)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名

	新たに約した件数
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約	
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約	
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約	
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約	
(2) スマートフォンの販売	
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引	
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引	
(5) 端末買換えサポートプログラム	
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等	
参考事項	

(別添3)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	支出額
(7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年 郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約 代理業者への支払金の支出状況	
① 契約代理業者への支払金支出額	
② 販売奨励金支出額	
③ 端末販売奨励金支出額	
参考事項	

KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康彦

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 17 日に公布された。

改正法は、電気通信事業の公正な競争の促進を図るため、モバイル市場の競争に関する最低限の基本的なルールとして、端末の販売等に際して通信役務の提供に関する料金を有利にすること等の利益の提供や契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止するとともに、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、勧誘の適正化に向けた措置の拡充や媒介等業務受託者（販売代理店）の届出制度の導入を行うこと等を定めるものである。

改正法は、公布の日から起算して 6 か月以内に施行することとされているところ、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上のためには、改正法施行後にその適切な運用が確保されるとともに、施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備が徹底されることが必要である。

このため、改正法の円滑な施行に向けて、特に下記の点について、適切に対応いただくよう、要請する。

記

1. 現行の規律の遵守

- (1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年 5 月改正）」の遵守を徹底すること。
- (2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

- (1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

4. 体制の整備及びシステム面の準備

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

(1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

(2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶMVNOと業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実にを行うよう、当該MVNOに対し、届出制度の内容を周知願いたい。

6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

7. フォローアップのための報告及び公表

改正法の施行に向けた準備状況のフォローアップのため、総務省に対し、以上の各項目に関して講じた又は講ずる予定の措置を本年7月31日までに、並びにその後の措置状況を同年9月30日及び同年12月27日までに、適宜の様式により報告すること。

また、スマートフォン向け通信サービスに関して、前年4月から本年6月までの間に新たに約した次の(1)から(6)までの各月の件数を本年7月31日までに別添1の様式により、本年7月から同年12月までの間、各月に新たに約した次の(1)から(6)までの件数を翌月末までに別添2の様式により総務省に報告すること。あわせて、本年7月から同年12月までの間、各月の(7)の実績を翌月末までに別添3の様式により総務省に報告すること。

なお、報告のあった事業者の講じた措置及び数値については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。

- (1) 新たに締結した契約
 - ① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約
 - ② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約
 - ③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約
- (2) スマートフォンの販売
- (3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引
- (4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引
- (5) 端末買換えサポートプログラム
- (6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等
- (7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約代理業者への支払金の支出状況

※ 報告する件数及び実績について、一定の条件の下で集計したものである場合には、各様式の参考事項の欄にその概要を記載すること

以上

(別添1)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	新たに約した件数														
	2018年									2019年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約															
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約															
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約															
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約															
(2) スマートフォンの販売															
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引															
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引															
(5) 端末買換えサポートプログラム															
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等															
参考事項															

(別添2)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名

	新たに約した件数
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約	
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約	
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約	
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約	
(2) スマートフォンの販売	
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引	
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引	
(5) 端末買換えサポートプログラム	
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等	
参考事項	

(別添3)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	支出額
(7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年 郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約 代理業者への支払金の支出状況	
① 契約代理業者への支払金支出額	
② 販売奨励金支出額	
③ 端末販売奨励金支出額	
参考事項	

沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 湯淺 英雄 殿

総務省総合通信基盤局長

谷脇 康彦

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 17 日に公布された。

改正法は、電気通信事業の公正な競争の促進を図るため、モバイル市場の競争に関する最低限の基本的なルールとして、端末の販売等に際して通信役務の提供に関する料金を有利にすること等の利益の提供や契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止するとともに、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、勧誘の適正化に向けた措置の拡充や媒介等業務受託者（販売代理店）の届出制度の導入を行うこと等を定めるものである。

改正法は、公布の日から起算して 6 か月以内に施行することとされているところ、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上のためには、改正法施行後にその適切な運用が確保されるとともに、施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備が徹底されることが必要である。

このため、改正法の円滑な施行に向けて、特に下記の点について、適切に対応いただくよう、要請する。

記

1. 現行の規律の遵守

- (1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年 5 月改正）」の遵守を徹底すること。
- (2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

- (1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

4. 体制の整備及びシステム面の準備

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

(1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

(2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶMVNOと業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実に行うよう、当該MVNOに対し、届出制度の内容を周知願いたい。

6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

7. フォローアップのための報告及び公表

改正法の施行に向けた準備状況のフォローアップのため、総務省に対し、以上の各項目に関して講じた又は講ずる予定の措置を本年7月31日までに、並びにその後の措置状況を同年9月30日及び同年12月27日までに、適宜の様式により報告すること。

また、スマートフォン向け通信サービスに関して、前年4月から本年6月までの間に新たに約した次の(1)から(6)までの各月の件数を本年7月31日までに別添1の様式により、本年7月から同年12月までの間、各月に新たに約した次の(1)から(6)までの件数を翌月末までに別添2の様式により総務省に報告すること。あわせて、本年7月から同年12月までの間、各月の(7)の実績を翌月末までに別添3の様式により総務省に報告すること。

なお、報告のあった事業者の講じた措置及び数値については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。

- (1) 新たに締結した契約
 - ① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約
 - ② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約
 - ③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約
- (2) スマートフォンの販売
- (3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引
- (4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引
- (5) 端末買換えサポートプログラム
- (6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等
- (7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約代理業者への支払金の支出状況

※ 報告する件数及び実績について、一定の条件の下で集計したものである場合には、各様式の参考事項の欄にその概要を記載すること

以上

(別添1)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	新たに約した件数														
	2018年									2019年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約															
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約															
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約															
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約															
(2) スマートフォンの販売															
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引															
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引															
(5) 端末買換えサポートプログラム															
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等															
参考事項															

(別添2)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名

	新たに約した件数
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約	
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約	
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約	
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約	
(2) スマートフォンの販売	
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引	
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引	
(5) 端末買換えサポートプログラム	
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等	
参考事項	

(別添3)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	支出額
(7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年 郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約 代理業者への支払金の支出状況	
① 契約代理業者への支払金支出額	
② 販売奨励金支出額	
③ 端末販売奨励金支出額	
参考事項	

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮内 謙 殿

総務省総合通信基盤局長

谷脇 康彦

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が本年 5 月 17 日に公布された。

改正法は、電気通信事業の公正な競争の促進を図るため、モバイル市場の競争に関する最低限の基本的なルールとして、端末の販売等に際して通信役務の提供に関する料金を有利にすること等の利益の提供や契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止するとともに、電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、勧誘の適正化に向けた措置の拡充や媒介等業務受託者（販売代理店）の届出制度の導入を行うこと等を定めるものである。

改正法は、公布の日から起算して 6 か月以内に施行することとされているところ、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上のためには、改正法施行後にその適切な運用が確保されるとともに、施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備が徹底されることが必要である。

このため、改正法の円滑な施行に向けて、特に下記の点について、適切に対応いただくよう、要請する。

記

1. 現行の規律の遵守

- (1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年 5 月改正）」の遵守を徹底すること。
- (2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

- (1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

4. 体制の整備及びシステム面の準備

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

(1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

(2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶMVNOと業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実にを行うよう、当該MVNOに対し、届出制度の内容を周知願いたい。

6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

7. フォローアップのための報告及び公表

改正法の施行に向けた準備状況のフォローアップのため、総務省に対し、以上の各項目に関して講じた又は講ずる予定の措置を本年7月31日までに、並びにその後の措置状況を同年9月30日及び同年12月27日までに、適宜の様式により報告すること。

また、スマートフォン向け通信サービスに関して、前年4月から本年6月までの間に新たに約した次の(1)から(6)までの各月の件数を本年7月31日までに別添1の様式により、本年7月から同年12月までの間、各月に新たに約した次の(1)から(6)までの件数を翌月末までに別添2の様式により総務省に報告すること。あわせて、本年7月から同年12月までの間、各月の(7)の実績を翌月末までに別添3の様式により総務省に報告すること。

なお、報告のあった事業者の講じた措置及び数値については、総務省において、一定の加工をした上で公表することとする。

- (1) 新たに締結した契約
 - ① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約
 - ② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約
 - ③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約
- (2) スマートフォンの販売
- (3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引
- (4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引
- (5) 端末買換えサポートプログラム
- (6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等
- (7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約代理業者への支払金の支出状況

※ 報告する件数及び実績について、一定の条件の下で集計したものである場合には、各様式の参考事項の欄にその概要を記載すること

以上

(別添1)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	新たに約した件数														
	2018年									2019年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約															
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約															
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約															
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約															
(2) スマートフォンの販売															
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引															
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引															
(5) 端末買換えサポートプログラム															
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等															
参考事項															

(別添2)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名

	新たに約した件数
(1) スマートフォン向け通信サービスの提供に関する契約	
① うち途中解約に際して現行の水準の違約金を課す契約	
② うち自動更新のない契約との間に料金その他の提供条件の差がある自動更新のある契約	
③ うち期間拘束のない契約との料金差が現行の水準のままの期間拘束のある契約	
(2) スマートフォンの販売	
(3) 端末の購入を条件とした通信料金の割引	
(4) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対する端末代金の割引	
(5) 端末買換えサポートプログラム	
(6) 通信役務の継続利用を条件とした端末購入者に対するキャッシュバック、ポイント付与、商品券等	
参考事項	

(別添3)

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備報告

年 月

事業者名 _____

	支出額
(7) 電気通信事業報告規則（昭和 63 年 郵政省令第 46 号）第 4 条の 3 の契約 代理業者への支払金の支出状況	
① 契約代理業者への支払金支出額	
② 販売奨励金支出額	
③ 端末販売奨励金支出額	
参考事項	